

仕 様 書

1 車 種	普通乗用車ステーションワゴン（ミニバン）、ガソリンハイブリッド
2 規 格	<p>(1) 駆動方式：四輪駆動</p> <p>(2) 乗車定員：7人以上</p> <p>(3) 車体寸法：全長：5,000mm以下、全幅1,900mm以下、全高2,000mm以下</p> <p>(4) 塗 装：ホワイト系又はシルバー系</p> <p>(5) シ ー ト：3列（3列目は跳ね上げ、収納等が可能であること）</p> <p>(6) 環境性能 排ガス基準：平成17年基準に対し有害物質を75%以上低減又は平成30年度基準に対し有害物質を50%低減</p> <p>(7) 安全仕様：歩行者等検知・衝突回避支援ブレーキ機能又は同等の機能を搭載していること。</p> <p>(8) そ の 他：寒冷地仕様であること。</p>
	<p>適合車種</p> <p>トヨタ アルファードHYBRID X（8人乗り） 【車両型式：6AA-AYH30W-PRXGB、寒冷地仕様】</p> <p>※規格を満たす一例として適合車種を示しており、当該車種を指定するものではない。ただし、適合車種以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、本仕様の条件を満たしていることが分かる書類を提出し担当課の確認及び署名を受けた後、封印した入札書とともに同等・規格確認書（原本）を提出すること。</p>
3 年式指定	令和3年度式（新規登録車であること）
4 付 属 品	<ul style="list-style-type: none"> ■夏タイヤ（アルミホイール付タイヤ）：4組 ■スタッドレスタイヤ（アルミホイール付タイヤ）：4組 ■LEDヘッドライト：一式 ■スペアタイヤ：1本 ■フロアマット：一式 ■縁高タイプゴムマット：一式 ■スノーブレード：一式 ■サイドバイザー：一式 ■ナビゲーションシステム（バックガイドモニター付、テレビ機能なし）：1台 ■前後方2カメラドライブレコーダ（販売店装着オプション品）：一式 ■AC100V/1500W ソケット：1口
5 納入期限	令和3年10月1日（納入日については事前に協議すること）
6 借受期間	令和3年10月1日～令和8年9月30日（60カ月）
7 借受台数	1台
8 年走行距離	約10,000km（これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。）
9 引渡（納入）場所	札幌市下水道河川局庁舎駐車場（札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1）
10 検査場所	同上
11 保管場所	同上

12 保険加入	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年齢制限：なし ■対人保険：無制限 ■対物保険：無制限（免責額なし） ■人身傷害保険：3,000万円 ■車両保険：時価（免責額なし） ■代車特約を付すこと。 ■任意保険証の写しを車検証に添付すること。
13 メンテナンス等	<p>(1) 次のロードサービスを提供すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■バッテリー上がり時の応急始動作業 ■パンク時のスペアタイヤへの交換作業 ■キー閉じこみ時のドア開放作業 ■燃料切れ時の給油作業 ■側溝等落輪時の引き上げ作業 ■故障、事故時等のけん引作業（15kmまで） <p>(2) 定期点検・車検及び修理の期間中は、同等の代車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 自然消耗及び故障並びにパンク修理は受注者にて行い、修理不能なタイヤは新品に交換すること。</p> <p>(5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤの使用限度は3年とする。</p> <p>(6) タイヤ交換及び装着していないタイヤの保管は受注者にて行うこと。</p> <p>(7) 定期点検、修理及びタイヤ交換等の結果を書面で報告すること。</p> <p>(8) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注契約者の双方とも容器内100%とする。</p> <p>(9) 不明な点については、事前に札幌市と協議すること。</p>
14 費用負担	<p>(1) 札幌市の負担する費用は、車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費、洗車費とする。</p> <p>(2) 受注者の負担する費用は、車両の維持管理に要する経費のうち、札幌市の負担する経費以外のものとする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。</p>
15 その他	<p>(1) 納入期限までに納車できない場合は、札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。</p> <p>(2) 仕様書等に記載のない事項については、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p>
16 担 当	<p>札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 札幌市下水道河川局庁舎1階 札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課（水質指導係）</p>